

# 銚子市文化財指定基準

銚子市文化財保護条例（昭和41年銚子市条例第14号）第2条に規定する文化財（市の区域内に所在するものに限る。）のうち、同条例第4条第1項の規定により銚子市指定文化財として指定するものの選定は、次の基準によるものとする。

## 指定基準

### 1 銚子市指定有形文化財

#### (1) 建造物の部

建造物（社寺、城郭、住宅、公共施設等をいう。以下同じ。）その他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等をいう。）のうち、次のいずれかに該当し、各時代又は類型の典型になるもの

- ① 意匠的に優秀なもの
  - ア 外観又は内部のデザインが優れているもの
  - イ 著名な建築家による設計であるもの
- ② 技術的に優秀なもの
  - ア 設計及び施工の水準が高いもの
  - イ 特徴的な技法又は工法が用いられているもの
- ③ 歴史的に価値の高いもの
  - ア 当該構造又は工法が用いられた最初期の建造物であるもの
  - イ 建築当時の状態をよく残しているもの
  - ウ 歴史を伝える上で重要であるもの
  - エ 地域的特色があるもの
- ④ 学術的価値の高いもの
- ⑤ 流派的又は地域的特色が認められるもの

#### (2) 絵画及び彫刻の部

次のいずれかに該当するもの

- ① 各時代の遺品のうち、製作が優秀で市の文化史上貴重なもの
- ② 題材、品質、形状、技法等の点で特異性を示すもの
- ③ 流派的又は地域的特色を示すもの

#### (3) 工芸品の部

次のいずれかに該当するもの

- ① 各時代の遺品のうち、製作が優秀で市の文化史上貴重なもの
- ② 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
- ③ 流派的又は地域的特色を示すもの

#### (4) 書跡及び典籍類の部

次のいずれかに該当するもの

- ① 宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等の書跡類で市の文化史上貴重なもの
- ② 和書、漢籍、仏典の写本類、洋書の原本又はこれに準ずる写本、版本類（版木を含む。）等の典籍類で市の文化史上貴重なもの

- ③ 書跡類又は典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 古文書類の部
  - 次のいずれかに該当するもの
  - ① 古文書類で市の歴史上重要なもの又は歴史的若しくは系統的にまとまって伝存し、学術的価値が高いもの
  - ② 日記及び記録類（絵図及び系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で市の歴史及び文化史上貴重なもの
  - ③ 木簡、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (6) 考古資料の部
  - 各時代の遺物及び出土品で、市の歴史上貴重で学術上重要と認められるもの
- (7) 歴史資料の部
  - 市の政治、経済、社会、文化等の歴史上の各分野における事象又は人物に関する遺品又は歴史的若しくは系統的にまとまって伝存し、かつ、重要と認められるもの

## 2 銚子市指定無形文化財

### (1) 芸能の部

- ① 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次のいずれかに該当するもの
  - ア 市の歴史上又は芸術上特に価値の高いもの
  - イ 市の歴史上又は芸能史上特に重要な地位を占めるもの
  - ウ ア又はイのいずれかに該当するもので、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- ② ①の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの
- ③ ②の芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を成立させる上で欠くことのできない重要な技能又は技術で、次のいずれかに該当するものは、当該芸能若しくは技法の一部として、又はそれらとともに指定することができる。
  - ア 当該芸能又は技法の表現に伴う技能で優秀なもの
  - イ 当該芸能又は技法の表現に欠くことのできない用具等の製作修理等の技術で優秀なもの

### (2) 工芸技術の部

- ① 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のいずれかに該当するもの
  - ア 市の芸術上特に価値の高いもの
  - イ 市の工芸史上特に重要な地位を占めるもの
  - ウ 市の芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的特色が顕著なもの
- ② 有形文化財の修理、模写、模造等の技術又は規矩術等の建築術その他美術に関する技術で特に価値の高いもの

### (3) 保持者及び保持団体の認定基準

- ① 芸能の分野での保持者は、次のいずれかに該当するもの
  - ア 市指定無形文化財に指定される芸能又は技法を高度に体現できる者
  - イ 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
  - ウ 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- ② 芸能の分野での保持団体は、次の事項に該当するもの

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

- ③ 工芸技術の分野での保持者は、次のいずれかに該当するもの
  - ア 市指定無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者
  - イ 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
  - ウ 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- ④ 工芸技術の分野での保持団体は、次の事項に該当するもの
  - 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

### 3 銚子市指定民俗文化財

#### (1) 有形民俗文化財の部

- ① 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、市民の基礎的な生活文化の特徴を示すもので典型的なもの
  - ア 衣食住に用いられるもの 例え、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
  - イ 生産又は生業に用いられるもの 例え、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具等
  - ウ 交通、運輸又は通信に用いられるもの 例え、運搬具、舟、車、飛脚用具等
  - エ 交易に用いられるもの 例え、計算具、計量具、看板、鑑札等
  - オ 信仰に用いられるもの 例え、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具等
  - カ 社会生活に用いられるもの 例え、贈答用具、警防用具等
  - キ 民俗芸能に用いられるもの 例え、衣装、道具、楽器、面等
- ② ①に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的又は内容が次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
  - ア 歴史的変遷を示すもの
  - イ 時代的特色を示すもの
  - ウ 地域的特色を示すもの
  - エ 生活様式の特徴を示すもの
  - オ 職能の様相を示すもの
  - カ 歴史的又は系統的にまとまって伝存したもの

#### (2) 無形民俗文化財の部

- ① 市の区域内で行われる風俗慣習のうち、次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
  - ア 由来、内容等において地域住民の基盤的な生活文化の特徴を示すもので典型的なもの
  - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- ② 市の区域内で行われる民俗芸能のうち、次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
  - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
  - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
  - ウ 地域的特色を示すもの
- ③ 市の区域内に伝わる民俗技術のうち、次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
  - ア 技術の発生又は成立を示すもの

イ 技術の変遷の過程を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

④ 民俗芸能に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面等

#### 4 銚子市指定史跡名勝天然記念物

##### (1) 史跡の部

次に掲げるもののうち、市の歴史上重要で、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等が学術上価値の高いもの

① 集落関係遺跡（貝塚、遺物包蔵地、住居跡等をいう。）、埋葬関係遺跡（古墳、横穴、方形周溝墓その他の墳墓等をいう。）及び生産関係遺跡（石器製作遺跡、窯跡、条里跡、製鉄遺跡等をいう。）

② 城館跡、防塁、古戦場等の政治又は軍事に関する遺跡

③ 社寺の跡、旧境内、経塚、十三塚等の祭祀信仰に関する遺跡

④ 屋敷跡（代官屋敷、名主屋敷等の跡）等の由緒ある旧宅等

⑤ 学校、私塾その他教育学芸に関する遺跡

⑥ 街道、一里塚、牧跡その他産業、交通又は土木に関する遺跡

⑦ 墳墓及び碑

##### (2) 名勝の部

市の区域内に所在する次に掲げるもののうち、自然的なものにおいては風致景観の優秀なもの、名所として価値の高いもの又は人文的のものにおいては芸術的価値の高いもの

① 公園、庭園、橋梁、築堤等

② 花樹、緑樹、草花等の叢生する場所

③ 鳥獣、魚虫等の生息する場所

④ 岩石、洞窟、溪谷、瀑布、溪流及び深淵

⑤ 湖沼、湿原、海浜及び島嶼

⑥ 温泉

⑦ 丘陵、台地及び河川

⑧ 展望地点

##### (3) 天然記念物の部

次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち、市の自然を記念するもので学術的価値の高いもの

###### ① 動物

ア 分布に特異性が著しいもの及びその生息地

イ 個体数の減少が著しく絶滅の恐れがあるもの及びその生息地

ウ 貴重な動物の標本

###### ② 植物

ア 名木、巨樹、老樹及び栽培植物の原木、並木並びに社叢

イ 海岸及び砂地植物群落地域

ウ 池泉、湖沼、河、海等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域

エ 稀有又は絶滅のおそれがある植物の自生地

###### ③ 地質鉱物

ア 岩石、鉱物及び化石の産出地

- イ 地層の整合、不整合及び堆積構造
- ウ 断層、褶曲等の応力により生じた地形又は地質
- エ 風化及び侵食により生じた地形又は地質
- オ 岩石、鉱物及び化石の貴重な標本

④ 保護すべき指定天然記念物に富んだ代表的な一定区域

## 5 文化的景観

(1) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち、市民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- ① 防災林等の森林の利用に関する景観地
- ② 海藻の採取等の漁労に関する景観地
- ③ ため池、水路、港等の水の利用に関する景観地
- ④ 採石場、工場群等の採掘又は製造に関する景観地
- ⑤ 道、広場等の流通又は往来に関する景観地
- ⑥ 垣根、屋敷林等の居住に関する景観地

(2) (1)に掲げるものが複合した景観地のうち、市民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

## 6 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち、次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの

- (1) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (2) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (3) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

## 附 則

この基準は、令和8年1月1日から施行し、同日以降になされる文化財の指定等の手続きに適用する。

